

日薬情発第101号
平成30年10月11日

都道府県薬剤師会会長 殿

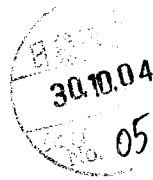
日本薬剤師会
会長 山本 信夫

医薬品副作用被害救済制度等の広報について(協力依頼)

平素より本会会務にご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

標記について、独立行政法人医薬品医療機器総合機構 理事長より、別添のとおり通知
がありましたのでお知らせいたします。

会務ご多用のところ恐縮ながら、貴会会員にご周知下さるようお願い申し上げます。



薬機発第 1001117 号
平成 30 年 10 月 1 日

公益社団法人 日本薬剤師会 会長 殿

独立行政法人医薬品医療機器総合機構
理事長 近藤 達也
(公 印 省 略)

医薬品副作用被害救済制度等の広報について（協力依頼）

時下、ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「PMDA」という。）では、医薬品副作用被害救済制度及び生物由来製品感染等被害救済制度（以下「救済制度」という。）について、広く国民の皆様にご存知いただくとともに、医師、薬剤師等の医療関係者の皆様には救済制度について理解を深めていただき、救済制度利用への「橋渡し」となっているよう広報活動を行っているところです。

広報活動の一環として、平成 30 年 7 月 26 日付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬品副作用被害対策室長通知「独立行政法人医薬品医療機器総合機構が実施する健康被害救済制度に関する集中広報の周知について（協力依頼）」（別添参照）にもありますように、PMDA からリーフレットのほか、広報資料を無料で提供するとともに、ご依頼のあった医療機関や自治体などに PMDA 職員を講師として派遣し、救済制度に関する講演（以下「出前講座」という。）を実施しておりますので、是非ご活用くださるようお願い申し上げます（PMDA 職員の派遣については、交通費、謝礼金等は一切いたしません）。

なお、出前講座に関するお問い合わせにつきましては、以下のお問い合わせ窓口までご連絡ください。

また、救済制度の内容につきましては、電話による相談窓口を設けておりますほか、PMDA ホームページにも救済制度に関する情報を掲載しておりますので、併せてご活用いただくとともに、貴会会員の皆様にも周知いただきますよう、よろしく申し上げます。

【担当部署：健康被害救済部 企画管理課】

◆出前講座についてのお問い合わせ窓口

電話番号：03-3506-9460

Eメール：kyufu@pmda.go.jp

◆救済制度に関する相談窓口

電話番号：0120-149-931（フリーダイヤル）

受付時間：（月～金）9時～17時（祝日・年末年始を除く）

Eメール：kyufu@pmda.go.jp

◆PMDA ホームページ『医薬品副作用被害救済制度等に関する講演（出前講座）』

URL：http://www.pmda.go.jp/relief-services/adr-sufferers/0051.html

薬生副発0726第1号
平成30年7月26日

各〔都道府県〕
〔保健所設置市〕衛生主管部（局）長 殿
〔特別区〕

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課
医薬品副作用被害対策室長
（公印省略）

独立行政法人医薬品医療機器総合機構が実施する健康被害
救済制度に関する集中広報の周知について（協力依頼）

平素より厚生労働行政の推進にご協力を賜り感謝申し上げます。

健康被害救済制度は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年法律第192号）に基づく公的制度であり、医薬品の副作用等により入院が必要な程度の疾病や障害等の健康被害を受けた方の救済を図るため、医療費、医療手当、障害年金などの給付を行うものです。

医薬品の副作用等で健康被害に遭われた方が適切に救済給付を受けるためには、広く国民や医療機関に制度を認知していただく必要があり、制度の周知に努めているところです。

制度の実施主体である独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）では、毎年、10月17日から23日までの「薬と健康の週間」をはじめ、12月までの約3か月間を「健康被害救済制度集中広報期間」として、国民及び医療関係者向けに、制度の認知度向上を目的としたキャンペーンを展開しており、今年度も下記のような広報を実施することとしております。

つきましては、貴職においてご了知のうえ、貴管内市町村、医師会、歯科医師会、薬剤師会及び医療機関（都道府県立病院及び市町村立病院を含む。）などに周知し、広報にご協力いただくとともに、貴都道府県、保健所設置市又は特別区の広報誌やホームページに掲載していただきますようご協力お願い申し上げます。

※ 昨年度は10月にお知らせしましたが、自治体広報誌等に掲載していただくために早めにご案内しています。

また、機構では、リーフレットの他、広報資料を無料で配布しており、機構のホームページからもダウンロードすることができます。さらに、職員を講師として医療機関や自治体に派遣し、健康被害救済制度に関する講演（出前講座）を実施していますので、ご活用ください。

（広報資料） <https://www.pmda.go.jp/relief-services/adr-sufferers/0001.html>

（出前講座） <https://www.pmda.go.jp/relief-services/adr-sufferers/0051.html>

記

集中広報の実施内容（予定）

- 全国の新聞への広告掲載
- 全国でのテレビスポットCM
- Web 広告（「医薬品副作用被害救済制度特設サイト」への誘導）
（http://www.pmda.go.jp/kenkouhigai_camp/index.html）
- 医療関係専門誌への広告掲載 など

※ 別添にて広報例（原稿）をお送りします。広報誌に掲載するため電子媒体をご希望の場合には、機構または当室までご連絡ください。

（本件に関する照会先）

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 健康被害救済部企画管理課

○資料請求・出前講座についてのお問い合わせ窓口

電話番号：03-3506-9460

Eメール：kyufu@pmda.go.jp

○救済制度に関する相談窓口

電話番号：0120-149-931（フリーダイヤル）

受付時間：（月～金）9時～17時（祝日・年末年始を除く）

Eメール：kyufu@pmda.go.jp

（本件通知担当者）

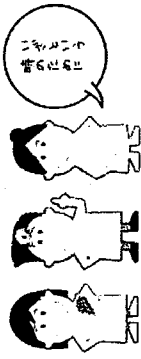
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬品副作用被害対策室

増川（内線2717）、大平（内線2718）

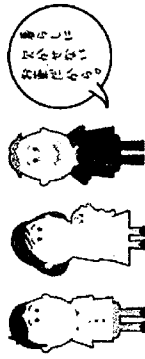
（代表電話）03-5253-1111、（直通電話）03-3595-2400

Eメール 増川 masukawa-naoki@mhlw.go.jp

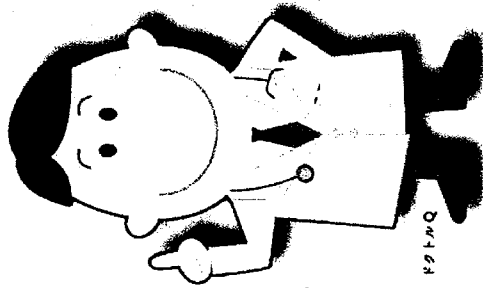
大平 oohira-yasushi@mhlw.go.jp



医薬品 副作用被害 救済制度



お薬を使うすべての方に
知ってほしい制度です。



お薬は正しく使っていても、
副作用の起きる可能性があります。
万一、入院治療が必要になるほどの健康被害がおきたとき、
医療費や年金などの給付をおこなう
公的な制度があります。

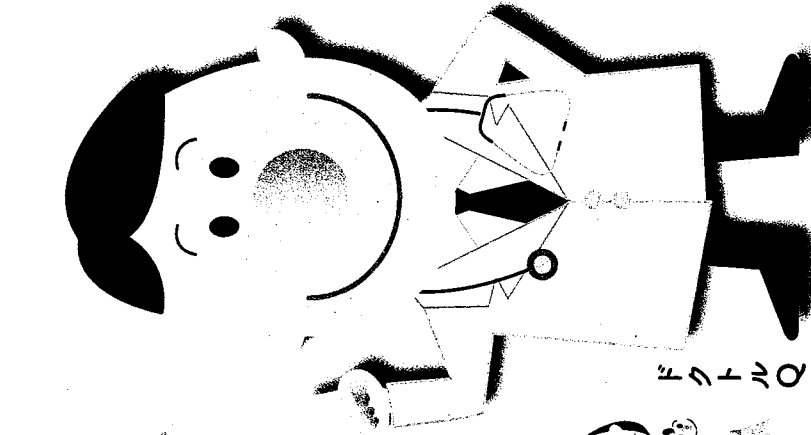
救済制度
相談窓口
0120-149-931
0120-149-931
FukuM-Q
FukuM-Q
FukuM-Q

詳しくは「副作用 救済」または「PMDA」で検索

fmda
独立行政法人
医薬品医療機器総合機構

お薬を使うすべての方に
知ってほしい制度です。

お薬は正しく使っても、副作用の起きる
可能性があります。万一、入院治療が
必要になるほどの健康被害がおきたとき、
医療費や年金などの給付をおこなう
公的な制度があります。いざという時のために、
暮らしに欠かせないお薬だから
あなたもぜひ知っておいてください。



ドクトルQ

医薬品 副作用被害 救済制度

◎救済制度についての詳細は、PMDAにご相談ください。

0120-149-931

電話番号をよくお確かめのうえ、おかけください。

受付時間：午前9：00～午後5：00/月～金

(祝日・年末年始をのぞく)

Eメール：kyufu@pmda.go.jp

詳しくは

副作用 救済

または

PMDA

で


検索

救済制度
相談窓口

(別添3) バナー—原稿

医薬品
副作用被害
救済制度

お薬を使うすべての方に
知ってほしい制度です。




fmda
独立行政法人
医薬品医療機器総合機構

①レクタングル (K) / 左右 336pix x 天端 250pix

医薬品
副作用被害
救済制度

お薬を使うすべての方に
知ってほしい制度です。




fmda
独立行政法人
医薬品医療機器総合機構

②レクタングル / 左右 300pix x 天端 250pix

医薬品副作用被害救済制度

お薬を使うすべての方に知ってほしい制度です。




fmda
独立行政法人
医薬品医療機器総合機構

③バナー / 左右 468pix x 天端 50pix

医薬品
副作用被害救済制度

お薬を使うすべての方に
知ってほしい制度です。



fmda
独立行政法人
医薬品医療機器総合機構

④フェイスカイズスクレイパー / 左右 160pix x 天端 600pix

医薬品副作用被害救済制度

お薬を使うすべての方に知ってほしい制度です。



fmda
独立行政法人
医薬品医療機器総合機構

⑤ビッグバナー / 左右 728pix x 天端 90pix